

総合補償制度

日本マーツ株式会社では、レンタル機械のご利用期間中に、万一の事故が発生した場合に補償できる日本マーツ株式会社の「総合補償制度」の運用をしております。

昨今まことに遺憾ながら、建設機械・車輛等の盗難事件が、各地で発生しております。また工事現場において建設機械(運行中の車輛)の破損事故・人身事故も発生しております。
 このような、レンタル機械のご利用期間中に発生する様々な事故に対して幅広く対応できる制度です。
「総合補償制度」への加入をお願い致します。

■対人・対物・障害保険 ※1事故とは1回の動作で生じた事故のことです。

登録ナンバー付				登録ナンバー無			
対象車種、機種	種別	補償金額	免責 (お客様負担金)	対象車種、機種	種別	補償金額	免責 (お客様負担金)
一般車両 ダンプカー トラック クレーン付トラック 乗用車 バン 散水車 バックカー車 高所作業車 (トラックマウント) (橋梁点検車)	対人	無制限	なし	油圧ショベル・ブルドーザー 計測機器・測量機 キャリアダンプ・ローラー ホイールローダー 発電機・コンプレッサー 基礎機械、地盤改良機 高所作業車(ナンバー無) フォークリフト 小型電動工具、器具 その他レンタル品	対人	1事故2億円 1名につき5,000万円	1事故につき 10万円
	対物	1事故1,000万	1事故につき 10万円(高所 作業車は20万)		対物	1事故1,000万	1事故につき 10万円
	搭乗者	傷害保険1名につき 500万 入院 4,500/日 (180日限度) 通院 3,000/日 (90日限度)	なし		搭乗者	なし	なし

- 補償対象とならないケース ※共通除外規程に加えて下記の事項も補償対象となりません。
- 高所作業車の場合車両の運転席以外での操作(例えばバケット内での操作)の搭乗者保険は対象となりません。
- お客様(下請け人含む)、運転者の使用、所有管轄下にある動産の損害。
- 運転者(下請け人含む)及びその家族、親族に対する損害及び同僚間災害(下請け人同志の事故も含む)。
- ナンバー付の内フォークリフト、ローラー、フィニッシャー、グレーダーは公道での事故は対象外です。但し、現場内の事故でのみ対象となります。

■車両・動産保険

登録ナンバー付				登録ナンバー無			
対象車種、機種	種別	補償金額	免責 (お客様負担金)	対象車種、機種	種別	補償金額	免責 (お客様負担金)
一般車両 ダンプカー トラック クレーン付トラック 乗用車 バン 散水車 バックカー車 高所作業車 (トラックマウント) (橋梁点検車)	部分損	実損額	1事故につき 10万円(高所 作業車は20万)	油圧ショベル ブルドーザー 計測機器・測量機 キャリアダンプ ローラー ホイールローダー 発電機 コンプレッサー 基礎機械、地盤改良機 高所作業車(ナンバー無) フォークリフト	部分損	実損額	1事故につき 10万円(高所 作業車は20万)
	全損 盗難	実損額	(新車、新品の 定価又は、 新車、新品の 購入価格)の 20%		全損 盗難	実損額	(新車、新品の 定価又は、 新車、新品 購入価格)の 20%

- 補償対象とならないケース ※共通除外規程に加えて下記の事項も補償対象となりません。
- お客様(下請け人含む)、運転者の使用、所有管理下にある動産の損害。
- 運転者(下請け人含む)及びその家族、親族に対する損害及び同僚間災害(下請け人同志の事故も含む)。
- ナンバー付のうちフォークリフト、ローラー、フィニッシャー、グレーダーは公道での事故は対象外です。但し、現場内の事故でのみ対象となります。

補償の対象となる損害

■ [動産補償] レンタル機械の損害を補償します。

- レンタル機械の通常作業中で発生したレンタル機※1の破損による損害
- レンタル機械の保管中及び作業中の現場内における火災による損害
- レンタル機械の保管中及び作業中の現場内における水災※2による損害
- レンタル機械の保管中及び作業中の現場内における盗難※3による損害
- レンタル機械の保管中及び作業中の現場内におけるいたずらによる損害
- レンタル機械の運送中の事故による損害

※1) 通常作業中で発生した事故とは、定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故。故意により発生した事故については、通常作業中の事故にはなりません。
 ※2) 水災とは水害で、台風、暴風雨、豪雨による洪水・高潮・土砂崩れ等の事故です。
 ※3) 盗難とは警察への届け出を行い警察にて盗難事故として受理された事故です。

(動産補償事故例)

- 作業中に油圧ショベル等が操作ミスで横転し、キャビンが破損した。
- 現場において置いてある建設機械が盗難されてしまった。
- 廻送中、交通事故にあい建設機械が荷台から滑り落ち破損した。
- 台風による暴風雨が原因で洪水が発生し、現場で保管していた建設機械が水没し損害をうけた。
- 現場で保管していた油圧ショベルが放火され、全焼してしまった。
- 作業中、誤ってシリンダーをぶつけてしまい、破損させてしまった。

■ [賠償責任補償] レンタル機械使用中の賠償責任を補償します。

- レンタル機械での作業中の操作ミスによる損害について、第三者に対して負担すべき法律上の賠償責任(賠償責任補償で定める範囲以内)

注意) 貴社において同様の保険に加入されている場合、貴社の保険を按分させて頂く場合がございます。
 また、元請け側が保険加入しており尚且つ元請け側の過失が考えられる場合も同様です。
 また、人身事故の場合、労災保険、労災上乗せ保険(傷害保険等)を、優先させていただきます。

(賠償責任補償事故例)

- 油圧ショベルを操作中に、通行人に接触し、重傷を負わせてしまった。
- ブルドーザーで操作中、操作を誤って下請け人を怪我させてしまった。

総合補償制度の補償対象にならない共通除外規程

(対人・対物)(車両・動産)(傷害補償)共通の除外規程
 以下に該当する場合は補償金のお支払いはできませんのでご注意ください。

1. 日本マーツ株式会社の総合補償制度に加入していない場合
(補償料を支払っていない場合含む)
2. 法令違反(道路交通法違反含む)に起因するもの
 - 過積載 ● 飲酒運転・酒気帯び運転 ● 高さ制限違反
 - 運転中のスマホ、携帯電話の使用他
 - 登録ナンバーが無い車両・機械で公道を走行し事故を起こした場合
3. 故意または重大な過失による損害
4. 無資格運転・無免許運転(免停中含む)による事故や損害
5. 当社の許可なくレンタル機器に改造を加えたことに起因する損害
6. 指定燃料以外の注入に起因した事故や損害
 お客様の日常点検・始業前点検の怠りによる損害
 例えば ● エンジンオイル不足によるエンジンの焼き付け
 ● タイヤの溝、空気圧の未確認による事故
7. 警察への届け出が無く事故、事件を証明できない場合
(事故、事件発生後24時間以上経過して届け出た場合も含む)
8. 汚染物質や有害物質、アスベストなどの飛散によって生じた損害
 騒音、じんあい・核汚染などによって生じた損害
 凍結による損害
9. 暴風雨・台風・高潮・洪水・土砂崩れ・地震・津波・噴火などの自然風水災による損害
(上記が予測できたにもかかわらず適切な回避行動をとらなかった場合)
10. 戦争・紛争・暴動・デモ・核燃料・放射能による損害
11. 鍵の管理が不十分または鍵の付けっぱなしによるレンタル機器の盗難
12. 機械の標準外の使用や能力を超えた操作を行った場合の事故、損害
 - 過負荷運転、吊荷重の制限オーバー等
 - クレーン仕様でない油圧ショベルでクレーン作業を行った場合等
13. 錆、かび、変色、変質などの自然消耗による損害
14. 詐欺、横領に起因する損害
15. 収用、差し押さえ、破壊、没収及び公権力の行使に起因する損害
16. 消耗品の部分に生じた損害
 - 各種ホース、油圧ホース、爪、バケット
 - ゴムクローラー、ロードライナー、キャタピラ
 - 小型工具の消耗品(ノミ、ドリル、ダイヤモンドブレード等)
 - クレーンのワイヤー、フック等
 - ガラスの単独破損
 - 部品の部分盗難(バッテリーやタイヤだけの盗難等)
 - プレーカーのチゼル
 - 潤滑油関係、工具類、電球等の消耗品
 - 鍵の破損、紛失
 - その他補償料支払い外のレンタル機器
17. 事故処理のためのレッカー代、引き上げ費用、車載車代
18. 日本国外で発生した事件、事故、損害
19. 賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える部分の損害機械を破損した場合
20. 事故を起こした人と死傷した被害者が同じ勤務社内、関連会社、下請け会社勤務者(下請け人含む)の場合
(被保険者または事故当事者と被害者が同じ勤務社内、関連会社、下請け会社、下請け人含む)の場合
21. お客様本人又はその方の所属する会社が所有、使用、管理する財物に生じた損害
22. 同じ現場に従事する他社の財物を破損した場合
(他社の自動車を破損した等)
23. お客様の請け負っている工事対象物そのものの損害
(建築中の建物、構造物を破損した等)
24. 航空機、自動車、船舶等の所有、使用、管理に起因する損害
(公道自走中事故等)